

| | | |
|------------|----|-----------|
| 西脇いく子 | 議員 | 一般質問・・・1 |
| 西山のぶひで | 議員 | 一般質問・・・8 |
| 原田 完 | 議員 | 一般質問・・・15 |
| 他会派の一般質問項目 | | ・・・・・・ 23 |

●京都府議会 2020年9月定例会一般質問が9月23日、24日、25日に行われ、日本共産党の西脇いく子議員、西山のぶひで議員、原田完議員が質問を行いました。一般質問と答弁の概要を紹介します。

西脇 いく子 議員（日本共産党 京都市下京区）

9月23日

緊急の給付金制度創設を国に求め、生活困窮者への支援を

【西脇議員】日本共産党の西脇郁子です。通告しています数点について質問致します。

まず、コロナ禍におきます生活に困窮しておられる方の支援について伺います。

新型コロナウイルスの感染拡大の影響による外出自粛や休業で経済活動が停滞し、生活困窮に陥る人が相次いでいます。京都府社会福祉協議会によれば、急場をしのご緊急小口資金と総合支援資金の貸付が、本年3月から7月末までで29,541件・98億5,200億円と、前年より大幅に増加し続けています。全国では、8月以降も週に約2万件的ペースで申請が来ており、決定件数は09年度のリーマンショック時の44倍にもなっています。我が党府会議員団や党の生活相談所などにも、売り上げが9割減になった飲食店やタクシーの運転手さんなど、様々な方からの切実な相談が相次ぎ、貸付が受けられた方々は、これで当座は何とか命が繋がると、たいへん喜んでおられました。

ところが、緊急小口資金や総合支援資金については融資ですので、借金として積みあがってまいります。緊急小口資金は、返済の期限延長や免除の要件も設けられていますが、コロナ禍のもと、今後返済のめどが立たなくなる方も多数おられると考えます。そういった生活困窮者の暮らしを支えるために、貸付だけではなく、緊急の給付金制度の創設を国に求めるべきではありませんか。

また、社会福祉協議会においては、連日殺到する緊急小口資金等の貸付実務に追われ、他の業務に支障をきたすことも懸念されており、今年6月には、京都府社協や京都府市町村社協など6団体が、京都府に対し、貸付・債権管理業務に必要な人員体制の拡充の要望を提出しておられます。府社協や市町村社協の人員体制を拡充して、他の業務に支障をきたすことがないように支援するべきではありませんか。お答えください。

国に対して生活保護費引き下げ中止を求めよ

【西脇議員】次に生活保護制度についてお聞きします。

新型コロナウイルス感染症の影響により、失業や収入減で生活困窮に陥る人が増えているもとで、最後のセーフティネットとしての生活保護の役割がますます増えています。その一方で、生活保護受給者を不正受給だらけのように描いて、制度や受給者へのバッシングが繰り返され、全国各地で、保

護の申請を門前払いされた人が、餓死・孤立死に追い込まれるなどの痛ましい事件が相次いでまいりました。

先の国会において、日本共産党の田村智子参議院議員が、生活保護への敵意・侮辱を一部の党や政治家があおってきたことや、全国の少くない自治体の窓口で保護を申請する人たちをさげすみ、厄介者扱いしたため、二度と申請に行きたくない拒否する人、申請をためらう人がおられることなどが、保護申請をためらわせる重い足かせになってきたことを指摘しました。それに対して国は、「ぜひためらわずに申請していただきたい」と答弁せざるを得なくなりました。その背景には、15年前に全国で初めて生活保護の老齢加算の復活を求めた裁判をおこし、無念にも先日亡くなった山科区の松島松太郎さんをはじめ、全国の生活保護利用当事者の人たちが、生活保護は憲法に明記された権利だと、「人間らしい暮らし」を求めて生存権裁判を集団で提訴し、国民的連帯を広げてこられた結果ではないでしょうか。

ところが国は、生活保護を「ためらわずに申請を」と答弁する一方、今年10月から食費や水光熱費など日常生活に充てられる生活扶助の減額を予定しています。この計画の実施により減額されるのは利用世帯全体の67%に上ります。最大5%削減される世帯も生まれ、世帯構成や地域により違いはありますが、75歳の単身世帯では月約7万5,000円が7万2,000円に、中学生と小学生がいる40代夫婦では月約20万5,000円が、19万9,000円へと減らされることとなります。また、影響があるのは利用者にとどまらず、住民税の非課税限度額、就学援助、最低賃金、国保・介護の負担減免、公営住宅の家賃減免など、国民の暮らしを支える制度の全面的な縮小に直結することとなります。コロナ禍で苦しむ国民に、こんな仕打ちが許されるのでしょうか。府として、国に対して10月に予定される生活保護費の引き下げを中止するよう強く求めるべきですが、いかがですか。お答えください。

生活保護制度の偏見や誤解を払拭させ積極的活用の呼びかけを

【西脇議員】長野県では、「コロナの影響で県民の命と健康を守る生活保護制度についての取り組み」として県民に以下のような生活保護制度利用の案内をされています。「生活が立ちゆかなくなることは誰にも起こりうることで、憲法25条の生存権の理念に基づく最後のセーフティネットが生活保護。しかし、生活保護に対するある種の偏見や謝った認識などにより、相談や申請を躊躇してしまうと指摘されています。生活保護は国民の権利を保障するすべての方の制度なので、ためらわずに相談して下さい。また、相談や申請が難しいと思われる方へ。相談時に書類は不要です。事前に扶養義務者に相談しなくても申請が可能です」と、長野県自身が直接、県民に積極的に生活保護制度の利用を呼びかけておられるのです。

京都府としましても、長野県のように、府自身が本気になって生活保護利用への偏見や誤解を払拭させるなど、安心して制度が必要な人が利用できるような生活保護制度の周知徹底と、積極的活用を促す努力が必要だと考えますが、いかがですか。

また、生活保護の申請用紙についてですが、少なくとも各保健所や町村役場等の、各受付窓口の住民の目の触れるところに常時置くようにすべきと考えますが、いかがですか。

今回のコロナ禍のもとで、厚労省は、「新型コロナウイルス感染防止等のための生活保護業務等における対応について」という事務連絡において、保護の申請相談にあたっては「保護の要否判定に直接

必要な情報のみ聴取する」こととし、その他必要な情報については「後日電話等により聴取する」ことや、保護の要否判定等に当たっては「やむを得ない場合は、緊急事態措置期間中、稼働能力を活用しているか否かについての判断を留保することができる」ことなど、面接時間が長時間にならないことを求めています。ところが、京都府が直接生活保護を管轄する市町において、銀行など金融機関の資産調査に日数を要するからとの理由で、保護申請から決定まで2週間以上を要しているケースもあるとお聞きしていますが、府として国の事務連絡の主旨を生かすための努力を要望しておきます。

エアコン設置のために、国・府の支援拡充を

【西脇議員】生活保護利用者の熱中症対策も引き続き待ったなしです。

生活保護世帯では、エアコンがない世帯も多く、あっても電気代が捻出できない、逆に電気代のために食費を削るなど、生存権そのものが脅かされる事態になっています。下京区内の高齢の男性は、生活保護費の中からエアコンを分割購入しましたが、家賃とエアコンのローンの費用を除けば手元には5万円しか残りません。冷蔵庫の温度もぎりぎりまで上げ、日中は照明も一切つけないなど節約に節約を重ねても、昨年8月の電気代はエアコンのなかった月の2倍になり家計を圧迫しています。

全京都生活と健康を守る会が昨年実施された、会員98世帯の月ごとの電気代の集計によれば、エアコンを使用しない月の平均より、エアコンを使用する7月から9月の3カ月間の平均では約2,300円もの増加となっています。

暖房代については、冬季における光熱費等の増加需要に対応するものとして冬季加算がありますが、命の危険が大きい夏場においても、夏期加算の創設を府として国に求めるべきではありませんか。また、府独自制度として、生活保護世帯への夏季見舞金制度を復活させるべきと考えますが、いかがですか。

また厚生労働省は、2018年4月以降に生活保護を受け始めた方や転居された方には、クーラーの設置費用を、5万円を限度として支給できるよう改善を行いました。以前からの保護受給世帯は未だに対象外となっています。エアコンの設置について、2017年4月1日以前からの利用者が対象とするよう、国に求めるべきではありませんか。

就学援助を緊急に必要とする家庭への支援を

【西脇議員】次に、就学援助について数点伺います。

新型コロナの感染拡大の影響で家計が急変する家庭が増えているなか、文部科学省の就学支援チームからこの4月、都道府県教育委員会宛てに「新型コロナウイルス感染症に伴う就学援助の取り扱い及び周知」についての事務連絡がありました。その内容は、「就学援助等については、その認定及び学用品費等の支給について申請期間の延長等、可能な限り柔軟な対応を行うとともに、新型コロナウイルス感染症の影響等により家計が急変し、年度の途中において認定を必要とする世帯については、速やかな認定と必要な援助を行うように」というものです。私は、府内の市町村に直接、就学援助について、国の通知の主旨がどう生かされているのかお聞きしましたが、従来通りの前年度の所得のままの認定や、家庭から個別の相談があれば学校を通じて対応するなど、自治体によっては、必ずしもコロナ禍のもとでの文科省の事務連絡に沿った特別な対応が実施されていないことが明らかになって

います。

就学援助を緊急に必要とする家庭は今後も増加すると考えられますので、府として文科省の事務連絡の主旨が生かされるよう、各自治体の状況を調査し改善を求めるべきではありませんか。

また、就学援助の申請書に民生委員の意見を必要としている自治体がありますが、申請手続きの負担軽減の観点および権利としての就学援助制度の観点からも、府としてこうした自治体に急いで改善を求めるべきではありませんか。

本来、府内のどこに住んでいまして、就学援助が必要な世帯が受給できるようにすることはきわめて重要です。ところが、2005年に国が就学援助の国庫負担を一般財源化したこともあり、適用基準が自治体の財政力によって左右されざるを得ない状況があります。府として、国に対して就学援助の国庫負担を復活するよう求めていただくとともに、市町村に対して、自治体の財政力の違いで就学援助の適用基準が左右されないよう支援すべきだと考えますが、いかがですか。

下京区の元府立図書館仮施設跡地の活用について

【西脇議員】 この質問の最後に、下京区の元府立図書館仮施設跡地の活用について伺います。

京都府は8月7日、地元住民にとってはまったく寝耳に水だったのですが、未利用の府有地があります元府立図書館仮施設跡地において、「交番の移転・建替」及び「子育て環境日本一に資する利活用」を検討するためとして、民間事業者の個別具体の意見や新たな提案の把握等を行うための「サウンディング型市場調査」を実施することを公表しました。その提案内容は、民間事業者が対象土地を定期借地権付きで30年間賃借すること、必須条件として近隣の花屋町交番の移転と保育施設の整備及び運営を行うこと、任意として余剰の土地には民間収益施設等の整備及び運営も可能とするというものです。

国土交通省の手引きにおきましては、このサウンディング型市場調査の特徴は、事業化検討段階等について、直接対話により民間事業者の意見や新たな提案を把握し、対象事業の検討を進めさせるための情報収集を行うための手法であり、広く対外的に情報提供することにより、事業への民間事業者の参入意欲の向上を期待するものだと明記しています。さらに、任意として余剰の土地には民間収益施設等の整備及び運営も可能だとしていることにより、交番と保育施設以外の設置よりもむしろ、当該府有地の大多数が余剰の土地として、収益施設として活用される懸念があります。子育て環境日本一と打ち出しながら、事実上、府民の公有地の活用のお大半が、民間事業者の収益第一の活用につながるようなことになるのは問題だと考えます。

これまで元府立図書館仮施設跡地の活用については、地元八幡町内会も参加しておられる「区民のための跡地利用を考える会」が七三学区を中心に、これまで2回実施された住民アンケートの結果におきましても、いずれも図書館や子育て、高齢者施設など幅広く住民が利用できる公的な活用を望む声が多数となっていました。「区民のための跡地利用を考える会」も今年も含め、毎年直接京都府に対して、「跡地は、地元住民が利用できる公的な活用を求める要望書」を繰り返し提出してこられたことは、何より京都府もよくご存じのはずです。

改めて、元府立図書館跡地の活用のあり方については、民間事業者の収益最優先の計画に利するようなやり方はやめて、京都市と共同してこれまでの地元住民の要望が生かされるようあり方を検討していただくべきだと考えますが、いかがですか。

【知事・答弁】生活福祉資金貸付制度についてであります。緊急かつ一時的な生計維持のための緊急小口資金と日常生活の維持のための総合支援資金につきましては、本年3月25日から新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入が減少した世帯を対象とする特例措置を講じており、これまでに、これまでに約4万件、約150億円の申し込みを受け付けたところでございます。また、これらの特例措置につきましては、償還時においてもなお所得の減少状態が続く住民税非課税世帯については貸付金の償還を免除することができるとされております。今後とも新型コロナウイルス感染症により、影響を受けている皆様にきめ細かく支援が行き届くよう、必要な予算の確保を国に対して要望し、府民の暮らしをしっかりと支えてまいりたいと考えております。

【総務部長・答弁】元府立図書館仮設跡地の利活用についてでございます。京都府が保有する未利用資産については、府有資産利活用推進プランにもとづき、庁内・市町村等による利活用がないものについて処分をすることとしております。一方で府有資産は、経営資源であり府民共有の財産であることから、定期借地権方式のさらなる導入など、様々な手法により効果的な利活用を進め、多角的な歳入の確保を図ることとしております。ご指摘の元府立図書館仮施設跡地につきましては跡地につきましては平成31年3月に土壤汚染にかかる区域指定が解除されたことから、改めて庁内外の利活用紹介を行ったところ、「交番の移転建て替え」で府が直接利用する案が挙げられた他、京都市から「民間保育所の設置を誘導したい」との要望があったことから検討プロセスの一つとして本年8月7日から、子育て環境日本一に資する利活用を想定したサウンディング型市場調査を開始したところでございます。今回の調査は、民間事業者の意見や新たな提案の把握等を行うことで事業検討にあたっての情報収集を目的としており、調査結果を参考に、府民全体の利益を優先し府民の満足を最大化するための活用方法を幅広く検討してまいりたいと考えてございます。

【健康福祉部長・答弁】生活福祉資金にかかる人員体制についてでございます。生活福祉資金につきましては、市町村社会福祉協議会を通して、京都府社会福祉協議会において申し込み受付、審査、貸し付け等の事務を行っており、その人員体制につきましては時間外手当や臨時職員を新たに雇用する費用などすでに予算措置を行い、府および市町村の社会福祉協議会において、新たに約80名が採用されているところでございます。

次に、生活保護制度についてでございます。生活保護制度につきましては、国が責任を持ってナショナルミニマムとして生活を保障すべきものと考えております。今回の生活保護費の引き下げは平成30年に見直しされた基準による減額を「激変緩和措置」として、令和2年までの3回に分けて実施されるものであり、これまでから京都府では国に対して生活保護基準の見直しにあたっては、国民、最後のセーフティネットとして役割を果たすものとなるよう強く要望しているところでございます。

生活保護制度の周知徹底等についてでございますが、京都府では、制度をわかりやすく説明したカラーパンフレット「知っておきたい生活保護」を平成31年4月に全面的にリニューアルをし、生活保護法等に基づく要件を満たせば、どなたでも生活保護を受けることができることを明

記するとともに、生活にお困りの方は、ためらうことなく福祉事務所に相談するようよびかけているところがございます。このパンフレットは必要とする方が、誰でも手に取ることができるよう福祉事務所や役場の相談窓口やカウンターの他、情報コーナー等に配架し、また京都府のホームページに掲載することにより、制度の周知に努めますとともに、制度を説明するときにも活用しております。申請用紙についても、パンフレットとともに各福祉事務所等、配架するだけでなく生活困窮の相談窓口等と日常的に連携することにより、生活保護が必要な方には速やかに申請を行って頂いているところがございます。

冷房器具の購入につきましては、従来、日常の生活費のやり繰りにより賄うこととされてきたことから、京都府として繰り返し、国に対し、一次補助の支給対象となるよう要望してきた結果、熱中症による健康被害が多く報告されていることを踏まえ、平成 30 年 4 月以降の保護開始や転居などの国が定める要件に対する該当する方に対して、冷房機器の購入費用が認められることとなったところがございます。なお、冷房器具の購入に関する運用の拡充や夏季加算の創設など、生活保護世帯の生活保護受容への対応は、地域の裁量の工夫によって行うものではなく、ナショナルミニマムとして国が責任をもって保障をすべきものであることから、京都府といたしましては引き続き国に対して強く要望を図ってまいりたいと考えております。

【教育長・答弁】 就学援助についてであります。実施主体である市町教育委員会では、これまでから転入学や災害など特別な事情がある場合は、通常は前年の収入により判定している所得基準を申請時の収入の状況で判断するなどの対応が行われております。こうしたことに加え、新型コロナウイルス感染症の影響による現下の状況に鑑み、申請期限の延長や再度の周知、学校休業期間中の給食費相当額の支給など、国の通知等を踏まえた柔軟な対応が必要に応じてなされているところがございます。また、申請書における民生委員の意見については、保護者からの申請を受け、児童生徒及びその家庭の生活状況等を把握した上で、福祉との連携のために記入を求めている市町教育委員会があるものと承知しておりますが、その必要性や意義について検討の上、適切に判断されているものと考えております。国に対しては、全ての市町教育委員会において、必要な就学援助が行われるよう十分な財政措置を行うことなどをすでに要望しており、今後とも就学援助の制度自体を知らないために、申請ができないという事態を避け、必要な家庭に利用してもらえる制度としてしっかりと運営されるよう指導助言に努めてまいりたいと考えております。

【西脇議員・指摘要望】 まず、3点要望させていただきたいと思っております。生活に困窮をしておられる方の支援についてですけれども、新型コロナウイルス感染症は、今後また冬場にかけてさらに拡がる可能性もあると言われる中で、真っ先に影響を受けるのが低所得の方だと思っております。国が「自助」や「共助」を求めているわけですが、まずそれよりも、コロナ禍のもとで生活に困窮されている方の生活が再生できるような公的な支援を行うべきだということを府として求めて頂きたいと思っております。

就学援助についてですけれども、やはり、コロナ禍という経験したことがない事態のもと、緊急に春に出されました国の通達を徹底させて、府内の全ての子どもたちの学習する機会を保障することは極めて大事です。府として、市町村にただ通知文を流すだけではなく、そのあと、どう通知が生かさ

れているのか確認していただく役割があるはずだと思います。ぜひ実情を掴んで改善を求めて頂きたいと思います。

元府立図書館仮施設跡地についてですけれども、常に地元では利用がないと、活用がないと言われているわけですが、先ほど紹介していますように、何度も私たちは活用を求めて要望もしている事実があるわけです。今回、提案されている下京区の府有地の市場調査は「子育て環境日本一に資する利活用」「交番の設置」など、いかにも住民の要望にこたえたかのような印象ですが、住民が要望している保育園や福祉施設などでは、公的な事業所で年間 1800 万円の借地料など払えるところがどれだけあるのでしょうか。実際には、収益をいかにあげられるのかを第一にした住民の頭越しに提案された手法の一つだというのは、全国の事例からみても明らかではなっています。再度、京都市と共同してこれまでの地元住民の要望が生かされるよう府としての努力を強く求めておきたいと思います。

【西脇議員・再質問】 再質問が 2 点あります。夏季見舞金についてですけれども、府県の中で現在も、夏季見舞金制度を県独自に支給しているのが鳥取県です。1 人から 2 人世帯には 5000 円、3 人から 5 人では 5300 円、6 人以上では 5600 円の支給を実施しておられます。生活保護費を削られ困窮している人たちの命と健康を守るために、府の責任でこの制度の復活をおこなうべきではありませんでしょうか。

生活保護引き下げについてです。生活保護基準を下げることは、貧困・低所得のラインが下げられることとなります。本来、生活保護が利用できる人が利用出来なくなるなど、最後のセーフティネットから外れる人がでてくるのではないのでしょうか。その事に対しては、府としてどのように認識しておられるのか、質問させていただきます。

【健康福祉部長・再答弁】 西脇議員の再質問にお答えいたします。まず、生活保護に係ります夏季加算の創設についてでございますけれども、先ほどまで答弁させていただきましたとおり、生活保護世帯への生活受給の対応については、地域の裁量や工夫によって行うべきものではなく、ナショナルミニマムとして国が責任を持って保障すべきものであることから、国に対して引き続き強く要望してまいりたいと考えております。また、今回の保護費の引き下げにつきましては、平成 30 年に見直しされた基準による減額を激変緩和措置として令和 2 年までの 3 回に分けて実施されるものでございます。これまでから京都府は国に対して、生活保護費の保護基準の見直しにあたっては、国民の最後のセーフティネットとして役割を果たすことになるよう強く要望してきているところでございます。引き続き、国に対してはしっかり要望してまいりたいというように考えているところでございます。

【西脇議員・指摘要望】 コロナ禍の大変な状況のもとでも、自助が一番に協調されているのが、新しい政権ですけれども、そのもとで生活保護など最後のセーフティネットがきちんと機能するためにも、府民の命と健康を守る京都府の役割が今ほど問われている時はないと思っています。生活保護引き下げは、生存権にかかわる本当に大変な重い問題です。京都府として、国に強く中止を求めていただくことと府の責任として見舞金復活を求めて質問を終わります。

コロナ禍の学生の実態調査、総合支援窓口、給付型奨学金などの支援を

【西山頌秀議員】日本共産党の西山頌秀です。通告にもとづき質問いたします。

新型コロナウイルスによるさまざまな影響から、「大学のまち」である本府が、将来を担う学生をいかに守れるかが問われています。昨年の初質問の際にも申しましたが、私はリーマンショックの起こった2008年度に大学を卒業しました。雇用情勢が急激に悪化し、内定取り消しや採用の縮小などが問題となりました。さらに、高すぎる大学の学費のもと、奨学金の返済で生活苦におちいる問題も明らかになりました。当時、大学在籍中に600万円以上の奨学金を借りた私の友人は、卒業後に発症したうつ病で働けず、昨年ようやく正規の職に就きました。来年から返済を始めますが、「定年までに返済できるかわからない」とのことです。こうした問題を二度と繰り返さないという思いで質問いたしますので、ぜひお願いします。

6月議会でも、学生団体「FREE京都」の緊急実態調査において、4人に1人が休学・退学を検討している実態を紹介しましたが、この間の各大学の学生新聞・学生団体の調査でも、同様の結果があがっております。わが党議員団は、学生団体や教職員団体、大学生協ほか大学関係者の方々にお話を伺ってきました。ある大学の関係者の方のお話では、退学者が前年比5人増、休学者が前年比20人増で、「経済的困難な学生は今後ますます増えると予測され、国や地方自治体による継続的な学生への支援が必要」と訴えておられました。私と話した学生の中にはすでに休学中の学生もおられました。その方は「人との出会い、交流など、これまで大学で過ごしてきた学生生活のすべてが学びだった。オンライン授業のみでは、大学にいる意義が見出せない」とのことでした。こうした理由で休学・退学される学生をこれ以上増やしてはならないと強く感じています。また、学生アルバイトの事情についても、「6月以降、なくなっていたアルバイトのシフトは戻ったが、新規の募集はしなくなった。4月にシフトがゼロになって、一旦アルバイトをやめた友人は再雇用の先がなく困っている」といった方や、「飲食店は依然としてシフトが減ったままで、収入が不足し、満足に食事もできない」といった声もあります。

国が行っている学生支援給付金の2度目の締切も終了しましたが、複数の大学関係者から「継続して支援が必要」との声が上がっています。京滋地区私立大学教職員組合連合の調査によると、府内の多くの大学で給付金の推薦枠をはるかに上回る申請が提出されており、とても2回の推薦では足りないとのことでした。さらに、「大学の窓口では奨学金の相談に応じることはできるが、国や地方自治体の福祉制度については大学の職員は素人で、総合的な支援はできない」といった事情もお聞きしています。まさに、本府の役割が問われている時ではないでしょうか。今こそ緊急の支援策、学生に学び続けられる希望を届けなければ、さらに多くの退学者を生み出しかねない事態にあるのではないのでしょうか。

そこでお聞きします。学生や大学の実態について、本府は大学連携会議によりつかまれているとのことですが、現局面の学生の実態を本府として直接調査し、つかむべきではないのでしょうか。府内全学生へのアンケート、すでに休学・退学された学生への聞き取り調査など、緊急の実態調査を求めますがいかがですか。また、あらためて行政として学生支援の総合窓口が必要と考えますがいかがですか。

そもそも、こうした経済的支援が必要な事態をもたらした要因はなにか。日本の高等教育予算に占める国・地方自治体など公的支出の低さ、裏を返せば自己負担の高さが問題です。1980年代の「臨調行革」以降、自民党政権は国立大学への交付金、私立大学への私学助成を削減し、高等教育の自己責任化をすすめる、まさに新自由主義的な政策を進めてきました。こうした路線を切り替え、2012年に政府が批准した国際人権規約13条「高等教育の漸進的無償化」に向けた、本格的な公的支出が必要です。先日の代表質問でわが会派の浜田議員への答弁として、本府は9月13日に、学生の経済的負担軽減へさらなる支援拡充など国へ求めておられているとのことでした。国に支援を求めることは当然のこととしても、国待ちにならず緊急に学生へ支援を届けることが必要であり、本府が独自に学生への直接的な経済的支援に乗り出すことが必要ではないでしょうか。沖縄や長野など他県で実施されている給付型奨学金について、こういう時だからこそ緊急・臨時的にでも実施し、学生が学び続けられる支援をすべきではないでしょうか。知事のご所見を伺います。

府内の私立大学では、学生が経済的支援を求めて声を上げ、授業料半額免除・返還の署名などに取り組まれたことを受け、全学生への一律5万円の給付金であったり、オンライン授業用のタブレットの貸出などの支援をされています。私の地元、伏見区にあります龍谷大学では、学生へ食材を提供する支援もされています。しかし、これら各大学の独自の努力では、大学の規模や経営状況に左右されるという状況を生んでいます。すべての大学でこうした支援が実施できるよう、国に大学への交付金・助成金を増額するよう求めるべきと考えますがいかがですか。その上で、本府としても府立の2大学の全学生に対する独自の給付金を実施するなど、あらゆる支援を講じるべきと考えますがいかがですか。

大学での感染防止対策、学びの環境整備への支援強化を

【西山議員】次に、大学での感染防止対策についてです。

この間、府内では初期の3月に京都産業大学で、7月に京都大学においてクラスターが発生しました。本府は、感染拡大防止の対策強化の3つの重点ターゲットの1つとして、「大学生等が安心して学生生活を送るための対策」を掲げています。一方、大学関係者の方が一様に語っておられたのは、「学生は感染防止のための行動に徹している」とのことで、「大学生が無自覚に感染を広げているかのようなことはない」とのメッセージを発してほしいとのことでした。こうした点をふまえ、学生の人権に配慮した対応を最初に要望しておきます。

さて、伏見区にある京都教育大学では、6月から府内の大学で唯一、全面的に授業を再開されました。しかし、感染防止に不安のある学生有志が「学生の声を届けるプロジェクト」というものを立ち上げられ、京都教育大の全学生の3分の1からアンケートを取られました。このプロジェクトの学生に聞きますと、「授業の感染症対策は不十分」「遠距離の電車通学が不安」などの声が上がっているとのことでした。本府は5月臨時議会において、授業再開支援補助金により、国が行わなかった大学内の感染症対策への支援を行いました。それでもまだ、大学の規模からすれば不十分となっているのではないのでしょうか。

また、他の大学でも後期授業で一部対面授業がはじまっていますが、感染状況をみてオンライン授業との併用で実施されています。前期に実施されたオンライン授業の実態についてお聞きし

ますと、「教員に質問ができない」「他の学生との討論もできない」といった授業の質の低下が課題とされています。私も、オンライン授業というインターネット中継による授業をイメージしますが、実際には「録画された授業を聞くだけ」「メールで送られた課題レポートを提出するだけ」という、コミュニケーションのまったくない授業も多くあるとのこと。そのため、対面授業を再開させたいという声も多くあがっていますが、対面授業の準備状況をお聞きしますと、「小さな規模の授業では対面授業を再開し、大きな規模ではオンライン授業で検討されているが、対面授業を受けた直後にオンライン授業を受けるための別の教室に移動するが、その別室を確保することが難しい。オンラインと対面の授業併用は実際困難」などの声も上がっています。

学生が大学で学ぶことができるような環境整備が不可欠で、今回の補正予算でも新たに大学の感染防止対策にかかわる補助が提案されておりますが、これに加えて提案いたします。例えば通学中の感染対策としてのスクールバスの増便や路線拡充、学生ケアのためのカウンセラーやオンライン授業のための人員増強など人件費への支援、不足するオンライン授業の受講環境を大学が学外施設で確保するための補助や公的施設の提供など、制度の弾力運用と予算の増強などさらなる支援が必要と考えますがいかがですか。

学生支援の最後に、府立大学についてです。

こうしたコロナ禍のもとで、本府における「知の拠点」の役割を果たしている府立大学への支援もますます重要と考えます。コロナのもとでの学生生活についてお聞きしますと、オンライン授業では元々ネットワーク環境の整備が遅れており、全学生規模のオンライン化に対応しきれず、「授業が映像配信できずに音のみで行われた」ということがあったそうです。「口の動きが見えない」「学生の反応も見えない」ということで、授業の質にたいへん課題があったとのことでした。これまでも、大学側から耐震化の施設改修や通信環境の整備など要望があったにもかかわらず、整備が遅れてしまったのは知事の責任ではないでしょうか。なぜ、大学の要望に応じて実施しなかったのか、説明を求めます。

コロナ禍の就職活動への支援、学生の意見を反映したルール作りを

【西山議員】次に、雇用・就職活動の問題でうかがいます。

コロナのもとでの就職活動において、オンライン面接などの工夫がはじまっています。学生からは、「企業の雰囲気がかめなままの就職に不安」「来年春にコロナが収束しているとも思えない。今年の春のような事態になるなら猶予期間がほしい」といった声もお聞きしました。わが党議員団は各地で街頭アンケートなど実施しました。就職先が決まらない、また、この間大学構内に入れなかったため、採用情報などが乏しくなり、ハローワークに求人を探しに来たという学生も目立っていました。「コロナ」関連の内定取り消しや感染防止のために就職活動の延期などされている方、そうした方をあらためて「新卒」扱いとすることを、国や企業に働きかけるべきと考えますがいかがですか。これまでも、就職活動中の交通費など、学生の経済的負担の大きさが課題であるとして、東北や信越地方などの県では県内企業への就職活動・インターンに対し、交通費など補助する事例もあります。そうした支援を、一時的にも府内の学生に実施すべきと考えますがいかがですか。

そもそも、就職活動のあり方については、企業間のルールにゆだねられてきたため、就職氷河

期等の問題や、その裏で就職活動の早期化・長期化をもたらしてきたのではないのでしょうか。その歴史を振り返ってみますと、就職活動の解禁日を定めた「就職協定」が1997年に廃止されて以降、就職氷河期の中でルールは一時形骸化しました。大学3回生になるとすぐさま就職活動の準備が始まるといった早期化がすすみ、大学での専門的な学びを習得する前から就職の準備をして、学業がおろそかになるような事態が広がったことから、就職活動のルールの厳格化が議論されました。一方、就職難の時期は職場の非正規雇用化も同時にすすめられ、大企業などが空前の利益をあげて内部留保を増やしたのに対し、国民の所得は上がらず、消費が伸びない、長期にわたって成長しないという事態を生み出しました。このことは若者から見れば、就職難、採用後の長時間過密労働、非正規になれば安定しない生活などの問題としてあらわれます。新たな就職難の打開のためにも、正規雇用の拡大が必要と考えます。

わが党はこの間、就職活動のルールについて企業間の指針任せにせず政府によるルールの制定など求めてきましたが、2022年度以降は政府が定めるものへ移行されることとなっています。このときに、以前の学業に支障をきたす状態を繰り返してはならないと考えます。そこで、「大学のまち」京都府の知事として、国に対し厳格で学生の意見も反映された就職活動のルールづくりを求めるべきと考えますが、ご所見を伺います。

また採用側への支援も必要と考えます。私は先日、丹後機械工業組合と懇談しました。「多くの地元の若者を採用したい、地元の若者を地元で採用すれば、離職率が大きく減る実績がある」と語っておられました。慢性的な人材不足となっている建設業など「こんな時だからこそ、多くの人を採用したい」と希望されているところもあります。そこで、お聞きします。府内の市町村と連携し、「地元採用」などの努力をされている中小企業への支援、賃金引き上げなど処遇改善の努力をされている事業所への支援など、さらなる支援を行うべきと考えますがいかがですか。ここまでお答えください。

【西脇知事・答弁】 西山議員のご質問にお答えいたします。

大学生に対する実態調査についてでございます。学生の状況については、各大学において随時把握に努めておられるところであり、全学生にオンライン面談を行い、個別に学生の状況の聴取を行われた大学もございます。またこの間、各大学の学生相談窓口において、授業料の延納や奨学金の受給、休学や退学に関することなど、学生からの様々な相談に、日々丁寧に対応されているところがございます。各大学は学生と話をするなかでその状況を把握をされておられます。京都府といたしましては、最も身近な相談窓口である各大学を通じて、タイムリーに状況をお聞きし、対応していくことが最も効果的であると考えており、今後とも大学連携会議などを通じて、学生の状況をしっかりと把握し、見出された課題に対しましては、必要な対応をとってまいりたいと考えております。

【稲垣文化スポーツ部長・答弁】 大学生の経済支援についてでございますが、学生の経済支援に係る総合窓口につきましては、学生にとって最も身近で、相談しやすい各大学の学生相談窓口で、日々対応されている他、コロナ禍のなか、全学生に個別に連絡を取られている大学もあるなど、各大学において学生の状況をきめ細やかに把握されているところであり、京都府としましても、引き続き各大学と連携を取り、サポートしてまいりたいと考えております。

次に、府独自の給付型奨学金制度の創設についてであります。これまでからお答えしているとおり、今年度から国の修学支援新制度の対象者、及び支給額が大きく拡充されるとともに、新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した学生も、当該制度の対象となるよう制度が拡充されました。他、生活費支援としましての学生支援緊急給付金や、アルバイトに対する休業給付金制度も創設されたところであります。

次に、各大学が独自に講じる給付金などの学生支援策への国の財政支援につきましては、学生の経済的負担軽減のための支援のさらなる拡充とあわせて、9月13日に西村内閣府特命担当大臣に対して、要望したところでございます。また、府立2大学における学生への支援につきましては、本年度から国の修学支援新制度を上回る基準により、独自に授業料の減免を行っているところであります。

次に、大学の感染防止対策への支援についてであります。スクールバスの増便やオンライン授業実施にあたっての補助人員の配置、受講環境を確保するための学外施設の確保など、各大学では様々な感染防止対策が行われておりますので、これらの対策について、今議会に提案しております「大学等学生生活安心支援事業費」により、取り組みを支援してまいりたいと考えております。

次に、府立大学のオンライン環境についてであります。府立2大学施設の整備につきましては、これまでから必要に応じて順次行ってきたところでございます。今回、大学施設の利用が制限され、対面による授業ができない状況になったことから、4月補正予算において、学生に対し教育の機会を提供できますよう、遠隔授業実施のための機器整備や、授業の受信手段を持たない学生のためのWi-Fi機器の貸与などを行うための運営費交付金を措置し、通信環境の整備を行ったところであります。

府立大学では、オンライン講義開始前に実施しました配信テストにおいて、通信が不安定になる場面があったため、安全を見て、しばらくの間は音声のみで講義を配信しておりましたが、その後映像による講義も行っており、授業は予定通り行われたところでございます。さらに今議会では、府立2大学においても、対面とオンラインを併用した授業を行うことができるよう、大学構内のオンライン環境のさらなる整備に必要な補正予算を提案しているところであります。

今後とも、大学や学生のご意見をお聞きしながら、学生が経済的な理由で学業をあきらめることなく、安心して学べる環境を整えられるよう、国に対し必要な支援を求めるとともに、府としても支援を行ってまいりたいと考えております。

【鈴木商工労働観光部長・答弁】就職活動への支援についてであります。京都府における新規卒業者等への対応につきましては、これまでから、京都労働局と連携しながら、卒業後3年以内の方も含め、新規採用枠での就職を支援するとともに、企業に対しても、卒業直後の方の採用だけでなく、採用後まもなく退職された方などの中途採用についても、強く働きかけております。コロナ禍においても既卒・新卒を問わず、オンラインを活用した京都企業との出会いの場を確保するなど、求職者と企業をつなぐ機会を数多く設けることで、マッチングを図ってまいります。

就職活動への経済的支援につきましては、京都府では学生向けのアルバイト紹介を通じた経済的支援の他、就職後の経済的負担軽減を図る「就労・奨学金返済一体型支援事業」も推進しております。さらに、府内企業への就職を促進するためには、低回生のうちから企業研究を深めてい

ただくことが重要でありますので、今議会に中長期かつ有償のインターンシップの実施を推進する「府内学生就職促進応援事業」の予算を提案しているところであり、こうした事業も学生への経済的支援につながるものと考えております。

就職・採用活動の日程に関するルールにつきましては、2020年度卒業生から、関係省庁連絡会議において検討・決定しておりますが、この会議には就職問題懇談会座長である大学学長も参画し、学生側の立場に立ち、「学生に不安を生じさせるような、急激な日程等の変更は望ましくない」などと、意見を述べられているところであります。学生の就職・採用活動にあたっては、何より学生が学業に専念し、余裕を持って企業研究や就職活動に取り組める環境をつくることが重要でありますので、就職慣行の見直しも含めた国の動きを注視してまいります。

地元採用や処遇改善の努力をされている企業への支援につきましては、これまでから、社員の仕事と家庭の両立や働きやすい環境づくりを推進するため、「多様な働き方推進事業費補助金」や「就労環境改善サポート補助金」等で、企業の採用活動や就労環境の改善を支援してきたところであります。さらに、コロナ禍という厳しい状況にあっても、「優秀な人材を確保したい」という採用意欲の高い中小企業も多くあり、そうした企業を支えることも重要であります。このため今議会では、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で離職した方や、内定取り消しされた方等を3カ月以上雇用する府内企業に対し、人件費等を補助する「新型コロナウイルス感染症離職者採用支援事業」について、必要な予算を提案しているところであります。今後とも様々な形で、学生の就職活動や企業の採用活動を、強力に支援してまいります。

【西山議員・再質問】 ご答弁いただきました。私としては、学生の実態を直接本府がつかんで、学生に対する直接支援を行うべきではないかという認識でお聞きしました。先ほどもご紹介しましたけれども、大学の窓口では奨学金等の相談できますけれども、しかしそこからワンストップで福祉などの支援につなげられるわけではないということで、そういう意味での総合窓口を質問しましたので、ぜひこの点は再質問させていただきたいと思っております。そういうワンストップでできる体制にあるのかということについて、お答えいただきたいと思っております。

国の様々な支援を実現してきたことを言われましたけれども、学生緊急支援金についても、この間お聞きしましたけれども、やはり支援対象であっても、そもそも全学生の1割程度しか推薦枠がないために、どうしても漏れてしまう方がおられたり、休業給付金制度についても、アルバイトのシフトの減少があったけれども、雇用主の方が「休業扱い」とみなさないなどの相談を、私も受けております。こうした実態のもとで、国の支援拡充とともに、やはり緊急に、学生に対しての給付金にもつながるような奨学金を本府がつくるべきではないか、こういう認識でお聞きしておりますので、これについても再度お答え願います。

本府はかつて、ブラックバイト対策協議会を設置しまして、学生にアンケートを実施したことがあります。実態調査については、やはり今すぐにでも必要だと思っておりますので、これについて、ぜひ知事のご決断でやっていただきたいと考えております。

感染対策についても引き続きお願いしたいのと、府立大学は耐震化も喫緊の課題で、耐震化率は51.7%しかやられていないと。国立大学法人等の耐震化率98.7%と比較しても、圧倒的に遅れている実態にあります。令和元年度に最もIs値の低い4号館が移転作業されましたけれども、移転先でもまだまだ一般的な耐震の数値と比べても低い状況で、やはりこういう喫緊の課題で、

普段から大学側の要望にしっかりと耳を傾けて素早く応えていれば、今回のような、オンライン授業で学生に迷惑をかけるということもなかったのではないかと考えますので、ぜひこの点、ご答弁をお願いいたします。

以上の点について、再度お聞きいたします。

【知事・再答弁】 西山議員の再質問にお答えいたします。

学生に直接、意見・状況を把握すべきだというご質問でございましたけれども、私自身も直接学生に会って話す機会は何回かございまして、そうした声につきましては、我々の施策なり、その立案・運用にも生かしておりますが、ただ幅広く、きめ細やかに聞くためには、常日ごろ、学生と接しております大学の相談窓口によって把握することが最も効率的ではないかということで、お答えさせていただきました。それから、ワンストップで、例えば福祉施策へのつながりが必要じゃないかということにつきましては、今回、大学連携会議の場とか、それから我々が作り直しました再開のガイドラインにおきましても、およそ学生が対象となり得る施策につきましては、例えば非常にニーズが高く、今議会でも提案しております生活福祉資金制度をはじめ、幅広く情報を提供し、大学の相談窓口からそれぞれの、例えば福祉資金の窓口につながるような配慮をさせていただいているつもりでございまして、そうした意味では、学生が困らないように、今後とも努めてまいりたいと思っております。

【文化スポーツ部長・再答弁】 京都府独自の給付金制度の創設についてでございますが、先ほどもお答えしましたとおり、今年度から国の修学支援金の対象者、及び支給額が大きく拡充されるとともに、新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した学生も、当該制度の対象となるよう拡充された他、生活費支援としての学生支援緊急給付金や、休業給付金制度も創設されたところでございます。

先般、西村大臣にも学生の経済的負担の軽減の要望を行ったところでありますが、引き続き、大学や学生の声をお聞きし、国に対して要望してまいりたいと考えております。

続きまして、府立大学の通信環境についてでございますが、府立大学の通信環境につきましては、これまでにデジタル疎水ネットワークの容量を十分に引き上げたにもかかわらず、遠隔授業のテスト通信時にデータ送信状態が不安定になることがございました。そのため、学内のネットワークにその原因があるのではないかと、現在府立大学において調査を行っているところでありまして、原因が判明し次第、対応してまいりたいと考えております。

【西山議員・再々質問】 学生支援は待ったなしの状況でして、やはり本府が、あらためて給付型奨学金をつくるなど、直接的な支援を実施すべきということは、あらためて指摘させていただきたいのと、こういう問題についても、さっきいろいろ言わせていただきましたけれども、コロナのもとで献身的な努力をされているが、低賃金で人材不足となっている医療、介護、保育の分野など、処遇改善を急いで行うことを、これも要望させていただきます。

その上で、さきほど府立大学について、デジタル環境も遅れているということで質問させていただいた上に、第二質問で耐震化も遅れている、これについて、今後どう大学の要望に応じていくのかということについて聞かせていただきましたので、最後再質問させていただきます。

【文化スポーツ部長・再々答弁】府立大学の耐震化についてでございますが、府立大学におきましては、耐震基準に満たない校舎等がたくさんある状況でございますので、その状況を把握しながら、順位を決めてやっていきたいというふうに考えております。

【西山議員・指摘要望】府立大学の耐震化の状況は、今までもすでに把握されていたはずで、これをいかに早く進めるかというのが課題だと思うんです。ぜひ、大学側の要望にすばやく応えていただくこと、このことを最後にお願ひしまして、私の質問を終わらせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

以上

消費税を5%に減税し、地域循環経済に転換を

【原田議員】日本共産党の原田完です。通告に基づき知事と関係理事者に質問いたします。

まず、経済の現状についての認識です。コロナ感染症蔓延の中、京都府政の在り方が大きく問われています。自民党政府の感染拡大防止対策は後手になり、経済支援の制度は特定の企業へ丸投げ利益誘導、不透明な委託と硬直した運用に国民の怒りが広がり、府民生活にも大きな負の陰を落としています。

経済が極めて深刻な事態に陥ったのは、消費税10%増税の強行にあります。内閣府は7月30日、景気拡大局面が2018年10月で、後退としました。安倍政権は今年初旬まで「回復」、景気拡大は「戦後最長」としていました。消費税の8%で弱かった個人消費が落ち込み、米中貿易摩擦などの影響で景気後退し、消費税率10%への強行が景気後退を深刻化させ、大不況を招いた責任は重大で安倍政権の景気判断の偽りと、大失政が厳しく問われなければなりません。

異次元の金融緩和と財政出動、「規制緩和」の「アベノミクス」で、大企業は内部留保をため込み、大資産家は実体経済と遊離した株高で莫大な利益を得ました。その一方で、労働者の実質賃金は下がり続け、家計消費支出は冷え込みました。貧困と格差を拡大したのが「アベノミクス」の実態です。

西脇知事は、政府の偽りの発表を受け、私たちの真摯な議論を受け止められませんでした。

各種統計DI値等の数値、府民の実感、肌感覚で安倍政権の虚偽ともいふべき景況判断に疑問符を持った府政運営がなされていれば、景気対策、地域経済振興策は私たちが提案し、求めてきた施策が活かされたのではないかと思います。

そこで伺います。知事は議会のたびに日銀の短観等を理由に景気後退はないと中小企業団体中央会等の景況実態と乖離した答弁をしてきました。政府の18年からの後退期との発表に、これまでの答弁を振り返ってどのような思っているのかお聞かせください。

また、コロナ禍で諸外国では有効な経済対策として、消費税の減税実施の国が増えていますが、これまで答弁では国の事として、知事としての考えは示されませんでした。消費税減税の有効性をどのように認識されているのかお聞かせください。また、消費税率を5%に減税し、社会保険料の軽減など地域経済を支えるため国に求めるべきではありませんか。いかがですか。

また、地域経済の振興にあたって、大企業は賃金の安い海外生産で国内産業の衰退、後退を招いているが、GDPの60%を支える個人消費、中小企業に光を当てた地域循環経済へのシフトへの変換が必要ではないかと思うのですがいかがですか。ここまでをお願いします。

【西脇知事・答弁】原田議員のご質問にお答えします。

経済の現状に対する認識についてでございます。

これまでの私の答弁では、日本銀行京都支店の管内金融経済概況など、公的機関の景況判断をベースに、京都府の中小企業応援隊の企業訪問などで得られた情報、例えば人件費や原材料費の上昇による利益確保の難しさや、消費税引き上げに関する懸念なども加えまして、その時々の実態に即した景況感を答弁をまいりました。

その上でコロナ禍における厳しい経済状況を踏まえて、累次にわたり補正予算を編成し、あらゆる施策を総動員して中小企業の事業継続や雇用維持のための経済対策を講じてきたところでございます。その他の質問につきましては関係理事者から答弁させていただきます。

【鈴木商工労働観光部長】 消費税率の引き下げと社会保険料の軽減についてでございます。

コロナ禍の経済対策の一つとして、日本の消費税にあたる付加価値税の減税に行なっている国もあることは承知しておりますが、我が国の消費税のあり方については、少子高齢化社会における社会保障財源の問題も踏まえ、国において検討されるべきものであります。

また社会保険料につきましては、直接保険給付を受ける労働者と事業主双方で応分の負担を行うことが基本であると考えております。

次に地域循環経済への転換についてでございます。地域循環経済の果たす役割は認識しておりますが、京都経済をそれだけで支えることは困難でございます。例えば京都を代表する伝統産業では、海外からも貴重な材料を調達し、京都の持つ高い技術力で商品をつくり、国内外の高級品市場に出荷し、産業として成り立っております。今後もこのように京都産業の特徴を生かし、世界中から多様な人材や知恵を集め、内需と外需のバランスが取れた産業となるよう取り組んでまいりたいと考えております。

【原田議員】 ご答弁をいただきましたけれど、まったく的を外れているのではないかと。国そのものが景気後退ということ認めざるを得ない、そういう中でのこの間の答弁に対する知事の考え方をしっかりお伺いしたいと思いましたが、残念ながらその点では触れられていないということでもあります。引き続き府民を代表する知事として、京都経済の中小企業や府民の暮らしに責任を持つ代表としての姿勢を示すことが求められます。

府民目線で府政運営を求めると共に、実体経済の動きには府民の肌感覚、実感、実態での経済動向を正面から受け止めた地域循環経済への転換を再度強く求めて次の質問に移ります。

家族農業、小規模農業を守り、新規就農者の暮らしが成り立つ支援を

【原田議員】 次に京都の基幹産業としての農業に係わってお伺いします。

国連が「家族農業年の10年」を採択しました。輸出偏重や大規模化、企業的農業を推進してきた世界の農政が、家族農業の危機を広げ、貧困や格差、飢餓を拡大し、地球環境の悪化への反省からです。国連総会は、さらに小規模・家族農業の役割を「食料主権」「種子の権利」などを定めた「農民の権利宣言」を採択しています。持続可能な世界を展望する上で家族農業の役割が、世界の共通認識であることを示しています。

ところが、自民党政権は「家族農業の10年」に賛成しながら、輸入自由化と「競争力強化」を口実に、農協や農地制度、種子法など戦後の農業や家族経営を守ってきた諸制度を壊してきました。「攻めの農政」と大規模化、競争力一辺倒の農政で中小農家の離農を加速させ、中山間地の農地を荒廃させるなど生産基盤の弱体化に拍車をかけています。

また、歴代自民党政権はアメリカや財界の言いなりに食料を外国にゆだね、農産物の輸入自由化を進め、国内農業は、外国産と競合しない作物や分野に狭められ、多くの農業経営が成り立た

なくされ、若者が安心して農業に就ける条件が著しく損なわれてきました。

そこで伺います。日本の農業経営の98%は家族経営であり、国民の食料供給の大半を担い、中山間地を含めて住民の暮らし、国土や環境を守ってきました。それがいま、歴代政権の農業つぶしによって急速な減少と高齢化が進み、深刻な危機にありますがその認識はいかがですか。

TPP11や日欧EPA、日米FTAなど輸入自由化路線をやめ、国内農業の増産を可能にする貿易ルール＝食料主権を回復することが必要です。国土条件をフルに生かした農林漁業の多面的な発展、価格保証や所得補償などによる農業経営条件の抜本的な改善、若者が安心して就農できる条件の整備などで家族経営が成り立ち、農業の多様な担い手を大幅に増やすことなどが急務です。そのために京都府として、京都の基本となっている家族農業、小規模農業でどのような対策、支援が検討され、実施され様としているのか様々な家族農業・農家をどう支援するのかお聞かせください。

このコロナ禍の3月、政府の農業基本計画が国民にはほとんど知らされないまま閣議決定されました。基本計画には1999年に農業基本法が作られ、5年ごとに自給率の向上、農業振興で10年間を見据えた計画のはずでした。

今日の日本農業は危機的な状況です。2000年以降20年間で基幹的農業従事者234万にから140万に、農業の担い手は70歳以上が42%、60歳以上では80%と高齢化です。京都府の実態は販売農家が32,500から17,500へ総農家数でも46,600軒が30,700軒と激減し、耕地面積では昭和33年57,000haが令和元年に29,900haへと半減しました。農業を支えてきた家族農業、小規模農家の減少、高齢化で現役世代の引退が急増しています。

耕作放棄地は増え続けています。地域農業はごく一部の人の踏ん張りで支えられており、私の知人は伊根町で自分の集落の約8割の農作業を請け負っており、園部の新堂の知人も集落の約7割を耕作です。この人たちが倒れたら、この農地は守られる見通しがありません。

食料・農業・農村基本法は「食料安定供給は国内農業生産の増大を図る」とし自給率はその向上を図ることをと明記され、自給率の向上は農政の最大の目標で農業の憲法と言われる基本法に位置付けられています。

現状は食料の6割が外国頼みで生存基盤を土台から脅かし、国の自立すら危うくするものです。

自給率は1965年の73%から一貫して減少し続け1990年代には40%で2017年に39%、1993年は戦後最大の不作で37%でしたが、2018年度の37%は平時に起きています。19年度は38%ですが、深刻な事態は脱していません。今年にはコロナでコメ消費の落込み、余剰米問題が懸念され20年産米の米価は不安定な状態となっています。余剰米の隔離等で米価を守ることが求められます。

基本計画は過去の4回は目標を45%、50%を掲げてきたが国内生産は縮小し、自給率目標とは乖離が広がるばかりですが、原因と歴代政府の農政を検証せず、しかも規制緩和で関税引き下げ、輸入拡大、コメ消費の減少にも拘わらず米の輸入拡大を推し進めています。

新基本計画には、人口減少、高齢化の進展、食生活の多様性などがいわれているが、過去の議論の繰り返しで、自給率向上の実効性ある対策はありません。

自給率向上対策はないもとので、ブランド化や農業の輸出産業化で5兆円輸出を掲げています。確かに食品輸出は9800億円まで拡大されたが、輸入食材を加工しての輸出が主力で、日本産食

材そのものの輸出は1000億円程度であり、農業生産の拡大はありません。

そこで伺います。京都の農業をどの様に位置付けた農政を進めようとしているのでしょうか。また基本計画を語る述べてきた現状で、京都農政の振興との係わりで新基本計画をどう受け止めておられるのかお聞かせください。

最近の農業での新規就農は、160人程だが園芸野菜であり、水田を活用した主食のコメ作りが減少し続けています。耕作面積で言えば5割を超える米作りであり、多様な農家をいかに支えるのか。お聞かせください。

米農家の収入の大きな支えであった戸別所得補償の復活や各種農業共済の加入促進支援事業として、保険料への助成、何よりも収入保険加入条件の青色申告の規制の緩和、保険料軽減措置の提言を国に求めるべきではありませんか。同時に京都府として独自の支援策を講じることが求められます。いかがですか。

集落営農組織は10年が過ぎて主要メンバーの高齢化、機械の更新も大きな負担となり存続を左右する事態となっています。農業機械更新支援は基準の引き下げでバックアップが求められます。国への働きかけと府としての支援が求められますが如何ですか。またどのように後継者づくりをしようとしているのかお聞かせください。

水稲への新規就農者を確保するには特別な支援制度の創設が必要ではないでしょうか。例えば府として財政的支援をして人的支援で地域に入り米作りを支援し、集落営農等への積極的関与し、自らも独立への準備となるよう新規就農者の暮らしが成り立つ支援が求められるのではないかと如何ですか。

農業者の権利を奪う種苗法改定に反対 京都府種子条例の制定を

もう一つ、大きな問題として先の国会で種苗法改定案が準備され農民や著名人からの疑問や反対の声が強まり、法案は継続審議となりましたが農業の健全な持続に係わる重要な問題であり廃案にすべきです。

廃止された種子法では主要作物を各自治体で地域の気候風土に合った種子の開発と原原種、原種の種籾づくりを公的機関が取り組み農業振興に寄与してきました。

野菜等は伝統的な固定種で価格も安く各農家が自由に種取りできたが、今は野菜もF1に代わり種の値段も引き上げられ、遺伝子組み換え種子はこの20年間で約3倍に値上がりしました。農作物価格は横ばいで農家収入は減少しています。

TPPやFTA等で自由化促進、残留農薬問題や遺伝子組み換えや成長ホルモン等を与えた肉類などの食生活は健康への不安が増大し、更に種苗法で種子が守れなくなれば重大な事態になりかねません。

今回の種苗法には農家の種子の許諾料によって高騰することも考えられます。

農作物は長い年月掛けて改良が行われ、農家が育成改良に関り、作られてきたものであり、農家の努力が蓄積されています。種苗法の立法に関わった専門家が品種改良は農家の自家増殖と改良の努力なしには発展しえなかった。自家増殖を禁止すれば育種は低下と指摘しています。また、種苗法の改定の理由に種苗の海外流出と自己増殖を許すと新品種開発が困難にと言われています。しかし海外流出は相手国で期限内に国や行政が新種登録を怠らなければ流出は起きず、栽培

は抑えられます。自家増殖で新品種がと言うが同じ土地で連続採種していれば劣化することは実証されており、現に農家は定期的に反復して種子は購入しています。挿し木で増える果樹等は現行の種苗法で農林省が指定することで禁止できる仕組みとなっています。

現在の種苗法は改定しなくても育成者の権利を考慮したものであり、育成者と農業者の自家増殖権は農業にとってバランスで成り立ってきました。

そこで伺います。京都府は農林水産技術センターで各種種苗の気候や地域に合った品種改良を進め、農業振興にその役割を果たしてきているが、種子法の廃止、そして今回の種苗法の改定がなされれば、京都の農業に与える影響についてどのように捉えていますか。

新たな種苗法で危惧する問題は判定制度と推定制度です。推定制度は特性表が判定の根拠となり、権利者から侵害と訴えられれば、農業者は反証責任が生まれ、大企業などの権利者は優位になります。京都の農業を振興する行政としてどのような認識なのでしょう。お聞かせください。

京都府の種子は農林水産技術センターや原種農場での原原種や原種の栽培と種子の普及、品種の改良、発芽試験等品質管理、主要穀物と京野菜等で京都の農業を支える役割を果たしてきています。いま全国ですでに 21 県で種子条令が制定されているが、国は民間への開放を方針としているが種子価格の安定、コメ等の新品種の開発など地域あった種子、多様性を支える農家の経営を守るうえでも種子条令の制定を行うべきではありませんか。いかがですか。ここまでお答えください。

【沼田農林水産部長】 家族農業の位置づけについてでございます。

本年 3 月に国の食料・農業・農村基本計画が改定され、今回新たに家族経営が地域経済を支える重要な担い手として位置づけられ、中小、家族経営など多様な形態の生産基盤の強化を通じて、農業経営の底上げをするという方針が示されました。

京都府は中山間地域を約 7 割に抱えておりますが、営農条件の厳しい地域においては、人口減少や高齢化により、生産効率が低下するなど、地域農業を維持することは厳しい状況になっておると認識しております。

京都府では従来から小規模な家族経営が地域農業の維持に果たす役割は大きいとの考えから、従来から支援をしてきました。具体的には付加価値の高い農業をめざす家族経営には、ブランド京野菜などに転換されるよう、パイプハウス導入等の支援を行い、兼業農家には地域農業へのかかわりが持続されるよう、集落営農への参画を誘導し、共同利用機械の導入支援などを行ってまいりました。

こうした取り組みにより、水菜や万願寺とうがらしなどの京野菜産地が形成されるとともに、府内農村集落の約 4 割にあたる 665 集落に集落営農組織が設立され、地域農業の維持、発展が一定程度促進されたと考えております。

今後とも国の基本計画に基づいて、予算化が見込まれる家族経営に対する支援施策の活用について検討するとともに、農業改良普及センターを核とした京の農業応援隊による伴走支援を強化し、効率化に向けたスマート農業の生産対策と、生産物が有利に取引されるよう販売対策などの支援を引き続き行うことで、地域農業が多様な担い手でしっかりと守られていくよう施策を推進してまいります。

次に国の食料・農業・農村基本計画についてでございます。

今回の基本計画の改定では、農業の成長産業化に向けた農政改革を引き続き推進するとして上で、新たに一つ目中小家族経営など多様な形態の生産基盤の強化、二つ目スマート農業の現場実走の加速化、三つ目農村地域に寄りそった現場ニーズの把握や課題解決の推進などが、追加拡充されたところであります。京都府ではこれまでから多様な農家を個々に支援する京の農業応援隊や、地域に寄りそった伴走支援により、中山間地域を中心としたスマート農業の実走普及、農村コミュニティーを支える体制や地域資源の活用による生業づくりなどに取り組んでいるところであり、今回の国の基本計画の新たな方向性は京都府の抱える課題解決にもつながると認識しております。今後とも昨年 12 月に策定しました京都府農林水産ビジョンの重点戦略に基づき、多様な担い手が支える農山漁村地域の構築、持続可能な地域コミュニティーの形成と住民の暮らしの維持などの実現に向けて、国の施策と府の独自のきめ細やかな施策を組み合わせ、現場に寄りそった支援を行ってまいりたいと考えております。

次に農業支援施策についてでございます。稲作の維持、発展には食用米の生産性向上と有利販売を推進するとともに、加工原料米の導入、拡大を検討するなど、収益性を向上させることが必要と考えております。このため京都府では生産面では共同利用機械の導入支援に加えて、高温に強い新品種の育成などに取り組み、販売面では京のプレミアム米コンテストの開催等によるブランド化を推進しております。さらに酒造メーカーと連携した酒米の生産拡大に取り組んでおるところでございます。今後も米生産への一律の所得補償ではなく、こうした担い手や産地の状況に応じた支援を強化してまいりたいと考えております。

水稻のセーフティネットにつきましては、従来からの共済制度と、平成 29 年に制度化された収入保険制度がございますが、災害や価格低下など米以外の品目も含めた経営全体の収入減少を補填する収入保険制度への移行が重要と考えております。

しかしながら京都府での収入保険制度への加入は 4 %にとどまっており、加入者を増やすため京都府では現場の声もお聞きし、掛金の引き下げ、保証満額給付に必要な 5 年間の青色申告の期間短縮、そして途中加入を可能とする弾力的運用など、国へ要望しているところでございます。今後とも農業共済組合との情報共有体制をつくり、農家への制度周知やフォローアップへつなげてまいりたいと考えております。

集落営農組織の機械導入と後継者育成についてでございます。京都府では地域農業の存続を左右する集落営農組織を支えるため、これまでから共同利用機械を導入できるよう地域や組織の実態に応じた対策に取り組んでまいりました。具体的にはこれまでは規模拡大や品目転換を機械導入の要件としておりましたが、昨年度からはこの要件にかかわらず、省力化につながると認められた場合には、スマート農業機械の導入が可能となるよう拡大を致したところでございます。またスマート農業機械は高額であるため、小規模経営での導入が困難であることから、小型で低価格な機械の開発を国に強く要望するとともに、京都府といたしましては各地域の条件に沿ったカスタマイズに取り組んでまいりたいと考えております。

集落営農組織の後継者につきましては、亀岡市のある組織では農業大学校の卒業生が最新機械を駆使し、作業の効率化を図るなど、後継者として大いに期待されている事例もあり、こうした人材確保を支援してまいりたいと考えております。

水稻の新規就農者確保についてであります。京都府では先ほど申し上げました亀岡市での事例

のように農業大学校や担い手養成実践農場によりまして、集落営農組織などで営農者として働く担い手も養成してきております。しかしながら平成 30 年度に実施しました集落営農アンケートでは、約 7 割の組織で後継者がおらず、若い人材を受け入れたい、が体制づくりや人件費の確保がなかなか難しいとの声が上がっております。こうした組織では若い人材が安心して働けるよう法人化すること、稲作の規模拡大に向けた広域化や収益性の高い作物との複合経営化などを実施し、所得を上げ、人件費を捻出することが必要と考えております。

そのため現在各組織の実態に合った活動計画を営農プランとして提案するため、各農業改良福祉センターを中心に、集落営農組織活性化チームを編成し、組織との意見交換を開始しているところでございます。今後こうした現地の動きや情報をもとに、集落営農組織や営農者支援に向けた、総合的な施策の検討を進めてまいりたいと考えております。

次に種子法及び種苗法についてであります。初めに種苗法についてであります。種苗法は登録品種の育成者権を保護することを目的としており、今回の改正案は海外流出を防止することと権利侵害を立証しやすくすることが柱となっております。京都府といたしましては、本改正により、京野菜や酒米等の府の登録品種の府外流出を防ぎ、ブランド産地を守ることが可能になると考えているところでございます。また権利侵害にかかわる農業者への影響は、米や野菜、果樹等の 8 割以上が国や都道府県の登録品種や利用制限を受けない一般品種であるため、影響は限定的と考えられますが、農業者が不安なく適切に品種を利用されるよう、制度の周知を図ってまいりたいと考えております。

次に主要農作物種子法についてでございます。京都府では平成 30 年の法廃止と同時に種子生産と供給に関する府の責務を定める要領を制定致しました。条例を制定せずともこの要領に基づき、これまでと同様に京都府原種農場における種子生産と京都府の普及指導員による種子検査体制を維持し、引き続き農業者に優良種子を安定的に供給できるよう取り組んでまいります。また米等の種子開発につきましては、京都府農林水産技術センターを核に、新品種の育成や酒造好適米への改良を行っており、引き続き京都農業の発展に取り組んでまいりたいと考えております。

【原田議員】 ご答弁をいただきました。残念ながら本当に今、国の方がこれまでからスマート農場の関連でも、その耕作面積その他での条件も含め、確かに京都府からも要請をしていただいているけれども、現実にはその改善がはかられていないというのが実態であり、そここのところへのしっかりとした、いくら言葉上では家族農業を支えると言いながら、その実態としてはそのことに全く結びついていないのが今の施策の実態ですから、そこに対するしっかりとした注文を、京都府としても引き続き強めていただきながら家族農業を支える取り組みをお願いしたいと思います。

同時に種子法の関係も、今要項で言っていますけれども国の財源、交付措置がいつまで続くのか、その財源保障がないもとでは継続することが難しいということもありますので、これは財政保証も含めて対応できる条例の制定を強く求めて質問を終わります。

ご清聴ありがとうございました。

【他会派議員の一般質問項目】

9月23日

平井齊巳議員（府民・京都市北区）

1. THコロナ時代にふさわしいスタートアップ支援について
2. 誰もが活躍できる社会の実現に向けたテレワークの推進について
3. 新型コロナウイルス感染の偏見や差別から子どもたちを守る取組について

四方源太郎議員（自民・綾部市）

1. コロナ後において、府庁の北部移転等、府域の均衡ある発展を目指す取組姿勢の変化について
2. 若者と雇用について

林 正樹（公明・京都市山科区）

- 1 球温暖化適応策の拡充と熱中症対策について
 - (1) 京都府における適応計画の策定と地域気候変動センターの設置について
 - (2) 新たな熱中症対策の推進について
2. 感震ブレイカー設置の推進について
3. 車中泊避難の体制整備について
4. 重層の支援体制整備事業の推進について

古林良崇（自民・京田辺市）

1. 総合計画の見直しと国土強靱化等について
2. 宇治茶の振興策について

9月24日

北原 慎治（自民・京都市右京区）

1. 地域における歯科診療体制の充実について
2. 医療、介護、福祉分野におけるICT化について
3. 学校を核とした地方創生等について

能勢昌博議員（自民・長岡京市及び大山崎町）

1. 下水道事業について
 - (1) 下水道事業の現状と、今後の課題について
 - (2) 京都府流域下水道事業経営戦略について
 - (3) いろは呑龍トンネルの進捗状況と、南幹線暫定供用に向けた取組について
2. 保健所について
 - (1) 保健所の職員確保について
 - (2) 保健所機能の充実について
3. 京都府の財政状況について
 - (1) 府債について
 - (2) 財政調整基金について

岡本和徳議員（自民・京都市右京区）

- 1 今後の京都経済立て直しと危機克服会議、スタートアップ支援について
2. 府立高校の魅力向上と情報発信について

9月25日

山本篤志（府民クラブ・木津川市及び相楽郡）

1. 今後の京都府における地方創生について
 - (1) 地方創生における「人材」の確保、育成について
 - (2) 企業版ふるさと納税の活用拡大について
 - (3) 相楽東部における地域創生について

森口亨議員（府民クラブ・京丹後市）

- 海の観光利用について
- (1) 京都府遊泳者及びプレジャーボートの事故の防止等に関する条例について
 - (2) 今夏における海の観光について

- (3) マリンレジャーと漁業について
- 2. 特別支援教育の現状と課題について
 - (1) 特別支援教育の現状と施設整備状況について
 - (2) 特別支援学校の設置基準について

中島武文（自民・宮津市及び与謝郡）

- 1. これからのDMOの役割について
- 2. 丹後地域における織物業と機械金属業の振興について
- 3. 積極採用を行う企業支援について